

平成 2 3 年 1 1 月 定例会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日)

福 祉 保 健 部

請 願 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-12号 (23.11.18)	福 祉 保 健	<p>受診時定額負担導入反対に関する意見書の提出について</p> <p>鳥取市戎町317 社団法人鳥取県医師会 会長 岡本 公男</p>	<p>現在、厚生労働省で検討されている「受診時定額負担制度」は、それを財源として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中低所得者の高額療養費自己負担額の引き下げ ・ 高額療養費制度の限度額制度の拡充（月単位の上限に加え年単位の上限額を設定） <p>を行うこととしている。</p> <p>しかし、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会の医療保険部会では、「費用負担者を外来受診者に限定することはおかしい」、「本来保険料でまかなうべき」との反対意見も強く出されている。</p> <p>県としても、保険制度の中で外来患者等特定の者に限定した新たな負担を設けることは、保険財政全体のなかで公費負担のあり方や保険料のあるべき水準に関して議論を尽くした上で判断される必要があると考えているので、国の動向を注視している。</p> <p>なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）附則第2条では、患者の自己負担について「将来にわたって7割の給付を維持する」とされている。</p>

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
23年-14号 (23.11.24)	福 祉 保 健	「年金の受給資格期間を10年に短縮すること」を求める意見書の提出について 全日本年金者組合鳥取県本部 執行委員長 増田修治	社会保障全体を見据えた制度全体のあり方と安定財源確保は国の責務であり、国と地方の協議の場で、地方の意見を踏まえた具体的議論がなされるよう、国の動向を注目したい。

陳 情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>23年-15号 (23.11.24)</p>	<p>福 祉 保 健</p>	<p>公的年金の改悪に反対する意見書の提出について 全日本年金者組合鳥取県本部 執行委員長 増田修治</p>	<p>社会保障全体を見据えた制度全体のあり方と安定財源確保は国の責務であり、国と地方の協議の場で、地方の意見を踏まえた具体的議論がなされるよう、国の動向を注目したい。</p>

陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
23年-17号 (23.10.24)	福祉保健	<p>介護保険の充実を求めることについて</p> <p>鳥取市美萩野3丁目102 日本自治体労働組合総連合 鳥取県本部 執行委員長 植谷 和則</p>	<p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政安定化基金を取り崩し、市町村の介護保険料の引上げ額の抑制に資するよう平成24年度当初予算編成作業の中で検討している。 ・介護保険に要する法定上の市町村への負担金等に関しては、県として負担すべきものについて所要の予算措置を講じる。 <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の見守りなど生活支援に資する取組を、市町村とも連携の上、実施している。 <p>3について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護労働者の処遇改善の継続、及び処遇改善交付金の継続については、厚生労働省へ要望活動を行った。(平成23年7月・国要望) <p>4について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者に対する負担軽減策を充実させるよう、厚生労働省へ要望活動を行った。(平成23年10月・国要望)

陳 情 (継 続)

受 理 番 号 (受 理 年 月 日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
<p>23年-11号 (23.9.14)</p>	<p>福 祉 保 健</p>	<p>ポリオ不活化ワクチンの早急な導入を 求める意見書の提出について</p> <p>鳥取市田島454-4 新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内淳子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DTP (ジフテリア、百日せき、破傷風) と不活化ポリオとの4種混合ワクチンは、今年末頃から順次ワクチン開発企業による国内導入のための申請 (薬事承認申請) が行われる予定。 ・ 不活化ポリオワクチンの国内導入は可能な限り迅速に行われるが、早くても平成24年度中の終わり頃になる予定。 ・ 国では、不活化ポリオワクチンを国内に導入する際には、予防接種法に基づく定期接種として実施できるよう、生ワクチンから不活化ワクチンへの移行方法等の検討を始めている。 ・ 不活化ポリオワクチン導入まで接種を待つ人が増えることにより国内でのポリオ流行が懸念されることから、県は厚労省課長通知に基づき、生ポリオワクチン接種の広報を関係機関 (各市町村、医師会等) に依頼した。